

第121期

告

2024年4月1日から2025年3月31日まで

浅香工業株式会社

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜りまして、誠に有難く厚く御礼申しあげます。

さて、当社第121期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の報告書をお送りいたしますので、ご高覧のほどよろしくお願い申しあげます。

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、雇用や所得環境が改善傾向にある他、インバウンド需要の高まり等により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、急激な為替の変動や金利の上昇に加え、物価上昇による消費者マインドの悪化懸念の他、アメリカの新政権移行後の政策動向やロシア・ウクライナおよび中東情勢の地政学的リスク等、依然として先行き不透明な状況となっております。

このような情勢下におきまして、ショベル類を含む生活関連用品については、ホームセンターおよび専門店ルートに対して積極的な営業活動に努力してまいりましたが、販売価格改定の影響や消費動向の変化等により売上が伸び悩みました。物流機器類については、新たな受注は減少傾向にありましたが、前期末までに受注した案件の売上が上期に集中したこと等により、売上が順調に推移いたしました。これらの結果、売上高は8,448百万円(前期8,582百万円)となりました。

利益面につきましては、物流機器類の売上増収に加え、原材料や物流費が高騰する中、引き続きコストの低減と諸経費の節減等に努めました結果、営業利益は304百万円(前期311百万円)、経常利益は336百万円(前期370百万円)、当期純利益は227百万円(前期302百万円)となりました。

次にセグメント別の業況についてご報告申しあげます。

生活関連用品

ショベル類につきましては、新製品の投入や専門店ルートを中心に懸命の拡 販策を展開いたしましたが、原材料の高騰等による販売価格改定や消費者マイ ンドの低下等の影響により、国内向け売上高は739百万円(対前期比1.5%減) となりました。輸出においては、上期は主要販売先であるアメリカ向けの売上 が低迷したものの、下期は徐々に回復基調に転じ、売上高は90百万円(対前期 比17.6%増)となり、ショベル類全体の売上高は830百万円(対前期比0.3% 増)となりました。 アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、ショベル類同様に販売価格改定の影響がありましたが、徐々に回復の兆しが見られた他、新製品の開発やECサイトの充実を進めました。しかしながら、夏の記録的な暑さに加え、当期は一定量の降雪があったものの、前期の暖冬の影響による除雪関連用品の早期受注分が大きく落ち込み、売上高は4,213百万円(対前期比4.1%減)となり、生活関連用品全体の売上高は5,044百万円(対前期比3.4%減)となりました。

物流機器

物流機器類につきましては、引き合い案件が減少傾向にある中、当期の受注 については減少しましたが、前期末までに受注した案件の売上が上期に集中し たこと等により、売上高は3,404百万円(対前期比1,3%増)となりました。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は322百万円 (無形固定資産への投資額を除く)で、その主なものは、当社北海道支店の新築に伴うものであります。

③資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区	分	第118期 (2022年3月期)	第119期 (2023年3月期)	第120期 (2024年3月期)	第121期(当期) (2025年3月期)
売 上 高	(百万円)	8, 555	8, 562	8, 582	8, 448
経常利益	(百万円)	318	295	370	336
当期純利益	(百万円)	214	195	302	227
1株当たり当	4期純利益	222円88銭	203円24銭	314円95銭	236円98銭
総 資 産	(百万円)	6, 900	6, 942	7, 327	6, 844
純 資 産	(百万円)	3, 320	3, 502	4, 015	4, 222
1株当たり	純資産額	3,456円69銭	3,646円32銭	4,180円55銭	4,396円08銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。
 - 2. 1株当たり純資産額につきましては、自己株式数を控除した期末株式数を基礎にして算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気は緩やかながらも回復基調で推移すると思われますが、資源・エネルギー価格や原材料の上昇、為替の変動や金利上昇に加え、アメリカの関税政策やロシア・ウクライナおよび中東情勢のような地政学的リスクも高止まりとなっている等、見通しは極めて不透明な状況となっております。

当社といたしましては、降雪の影響により除雪関連用品については流通在庫が減少しているため、冬場に向けた早期受注分については一定量の受注が期待できる状況にありますが、今後も更なるエネルギー価格や原材料の高騰に伴う販売価格改定の影響や、アメリカの関税政策による影響等懸念材料は多く、物流機器類についても、引き合い案件が減少する中で価格競合は避けられず、収益悪化も含めて厳しい状況になることが予想されます。このような状況の中、重要課題である新規販路、新規市場の開拓に取り組み、地域性や特殊用途の機能性を重視しながらお客様の視点に立った製品開発、既存製品の改良改善を行うとともに、海外事業およびEC事業の強化により、売上拡大と収益力向上を図ります。また、堺工場において生産体制強化、生産効率向上に向け、生産設備の刷新、改修を進めており、全社を挙げて業績向上に邁進する所存であります。

業務の適正を確保するための体制につきましては、内部統制システムの基本方針に沿って、リスクおよびコンプライアンス管理体制の確立に向け積極的に取り組んでおり、また、BCP対策や反社会的勢力の排除に向けた取り組みの他、従業員が働きやすい環境づくり等についても、強化・徹底してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

取 扱 品 目	主要な製品・商品
生活関連用品	
ショベル類	ショベル、スコップ、スペード
アウトドア用品類	園芸用具
工事・農業用機器類	土木・建築工事用機器、農具、木工製品
物 流 機 器	電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器

(6) 主要な営業所および工場(2025年3月31日現在)

本 社	堺市堺区
支店	関東支店(さいたま市北区)、北海道支店(北海道江別市)、 名古屋支店(愛知県春日井市)、福岡支店(福岡市博多区)
工場	堺市堺区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		145	名	6名減		46 /	裁4ヶ	月			20 [±]	₹4	ケ月	

⁽注) 臨時使用人 (パートタイマー、アルバイト) は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借	入	先	借 入 額 (百万円)
株式会	社 三 菱 U F	J 銀 行	261
株式会	社関西みら	い 銀 行	254
株式会	会社 みな	と 銀 行	188
株式会	社 池 田 泉	州銀行	181

⁽注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 株式の状況(2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

4,000,000株

(2) 発行済株式の総数

1,037,080株

(うち自己株式76,472株を含む)

(3) 単 元 株 式 数

100株

(4) 株 主 数

1.164名

(5) 大 株 主

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

	株	主		名		持株数 (千株)	持株比率(%)
浅	香工	業 取 引	先 持	株	会	102	10.64
ア	サカ	従 業	員 持	株	会	33	3. 52
浅	ź	香	佳		子	30	3. 20
日	本 伸	銅 株	式	会	社	30	3. 12
株	式 会	社 西	沢材	木	店	27	2. 85
浅		香			肇	27	2. 82
浅		香	幸		三	25	2. 68
INT	ERACT	IVE BI	OKERS	L	LC	25	2.65
三菱	UFJ	eスマー	ト証券を	未式会	会社	20	2. 17
象斥	17 マ ホ	. – Ľ :	/ 株 式	会	社	20	2. 08

- (注)1. 当社は、自己株式を76,472株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 - 3. 持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 4. auカブコム証券株式会社は、株式会社三菱UFJ銀行の完全子会社となり、2025年2月1日に「三菱UFJ eスマート証券株式会社」と社名変更されております。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の 概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - I 法令等の遵守(以下「コンプライアンス」という)の体制に係る規程を 制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業 倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
 - Ⅱ 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
 - Ⅲ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは 一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- Ⅱ 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
- Ⅲ 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務 執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。

各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業 務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。 Ⅲ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- I 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長(取締役)が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。
- Ⅱ 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と 効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体 制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に 取締役会および監査等委員会に報告する。
- Ⅲ 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を配置する。また、配置された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役(監査等委員である取締役を除く) および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - I 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が、監査等委員会に報告すべき事項、監査等委員が出席する会議、監査等委員が閲覧する書類等を明確に定め、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人に対し周知徹底を図る。
 - II 監査等委員会は必要に応じいつでも、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。

- Ⅲ 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について報告体制を確保している。
- IV 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 代表取締役は、監査等委員会と相互の意思疎通を図るため積極的に会合をもつこととする。
- Ⅱ 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査等委員会に対しても 報告を行い相互の連携を図る。
- Ⅲ 監査等委員からその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求が あった場合には、必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の 手続に従い、これに応じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本 方針を整備しております。当該基本方針については、必要に応じて見直しを行い、取締役会に報告するとともに、運用上の不備については、適宜是正・改善 し、適切な内部統制システムの構築、維持に努めております。

また、部課長を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、定期的なリスク管理委員会の開催、「倫理行動規範」、「内部公益通報規程」の周知を図る等を行っております。

4. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

また、当社の企業価値や株主共同の利益が損なわれると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為に関する対応方針を決議し、大規模買付行為を行う場合の手続きを定めました。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は寛文元年(1661年)に創業いたしました。その後、1893年にショベル、スコップの国産化に成功して以来、「良品声なくして人を呼ぶ」という経営理念に沿った品質第一主義の製品・商品創りに徹し、象印のシンボルマークをもって業界をリードするメーカーとしての地位を築いてまいりました。昨今の品質を度外視した海外からの廉価品が溢れる市場の中で、プロが作り、プロが使用する品質本位のモノ作りをする技術の伝承とともに、自然環境との共生、少子高齢化時代を見据えた新たな商品開発に徹することが、当社の社会的使命であり、これを実現していくことが、長期にわたり当社の企業価値を向上させ株主共同の利益確保に資するものであると考え、企画開発課を中心に新製品の開発、既存商品の改善等に取り組んでおります。

(3) 当社の大規模買付行為の対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また本対応策は当社の企業価値や株主共同の利益を確保し、向上させることを前提とし

2007年4月13日開催の当社取締役会にて決定した上、同年定時株主総会において、2010年6月開催の定時株主総会終結後の最初に開催される取締役会の終了時点までを有効期限とし、当社の株式等大規模買付行為への対応方針としてまいりました。その後、この対応方針の一部に修正を加えながら、実質的に同一の内容にて更新することを2010年6月29日開催の当社第106期定時株主総会から2022年6月29日開催の当社第118期定時株主総会まで、3年毎に本対応策の継続に関し、株主の皆様のご承認をいただきました。これにより株主の皆様のご意向が反映されておりますので、本対応策は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

(4) 大規模買付行為の対応策が会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

大規模買付行為の対応策を適正に運用し、当社取締役会に恣意的な判断がな されることを防止するための独立機関として引き続き特別委員会を設置いたし ます。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするために、当社社外取締役および社外有識者(弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等)の中から選任します。

当社の大規模買付行為の対応策が、当社役員の地位の維持目的でなく、当社の企業価値および株主共同の利益の確保ないしその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとしております。

(5) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式等の大規模買付行為に対する対応策は、2022年6月29日開催の第118期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続してまいりました。

有効期限を迎える本年におきましては、文言の修正・整理等を行い、大規模 買付ルールを遵守した大規模買付者に対して対応措置を発動する場合には、株 主意思確認総会を開催することとし、2025年5月12日開催の当社取締役会にて 継続導入することを決定しまして、同年6月27日開催の第121期定時株主総会 において株主の皆様よりご承認をいただきました。

詳細につきましては、当社ウェブサイト (アドレス https://www.asaka-ind.co.jp/) 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策 (買収への対応方針) の更新について」 (2025年5月12日) をご参照ください。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

禾	¥		目	金 額		科		目	金	<u> </u>	額
資	産	の部		千	円 負	債	の	部			千円
流	動	資 産		4, 538, 60	3 流	動	負	債		2, 008	, 217
	現 金	及び預	金	1, 174, 86	3	支	払	手 形		17	, 675
	受 耶	え 手	形	77, 09		電子	- 記	録 債 務		366	, 988
		、 , 記 録 債		316, 40		買	扫		:	506	, 569
	売	掛	金	944, 71			期信		1	630	, 000
		及び製		1, 676, 73				どの長期借入金			, 280
		及 U 系 掛				未	1.				, 360
	仕	** '	品	93, 84		未	払	費用	1		, 944
		及び貯り		130, 64		未 払		人税等			, 371
	前	渡	金	11,60		未払		費税等			, 163
	前 払		用	23, 67	3	前	3 V		1		, 288
	未 収	こ 入	金	58, 39	3	預 賞 -			1		, 036
	為	予	約	28, 55	7	返 .	与 会	リーコー 並 負 債	1		, 600
	そ	0	他	2, 26	7	及そ	並.			21	, 837 100
	貸 倒	引 当	金	△20	固	定	負	債	·	613	. 834
固	定	資 産		2, 306, 35		社	54	債	:		, 000
有	形固	定資産		622, 78	3		朝信				, 929
"	建		物	422, 31		繰 延		金負債	1		, 905
	構	築	物	18, 36		負 仂	·····································	合 計		2, 622	, 051
		及び装		142, 09	4+	資	€ σ.	部 (
	車両	運搬	具	11, 63	壮	主	資	本		3, 478	, 626
		器具及び		9, 24) j		本	金			, 600
	土共、1	in 六 久 U.	地地	8, 74	1 9			余 金			, 408
		/⊏ #±			.	- 1		単 備 金			, 408
	建設	仮勘	定	10, 38	1 1	. —		余金		2, 226	
無		定資産		16, 12				单 備 金			, 380
	ソフト		•	16, 12				益剰余金		2, 095	
投		也の資産		1, 667, 43				圧縮積立金	1		, 200
	投 資	有 価 記	E 券	1, 437, 09	3	別。		積 立 金	1		, 000
	関 係	会 社 株	式	50, 87	5 E		越 利 株	益 剰 余 金 ・ 式		1, 561 △87	
	破産更	生債権	雀 等	40	5 '		算差				, 155 , 284
	前 払	年 金 費	用	50	\ I	一価・投の他有価					, 204 , 637
	そ	0)	他	178, 96			யか ッ ジ				, 646
	貸 倒	引 当	金	△40	45	、 	<u></u> 産	合計		4, 222	
Ĭ	至 産	合	計	6, 844, 96	_	<u>負債・</u>				6, 844	

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

		科					E				金	額
売			上				高				千円	千円 8, 448, 238
売		上		原			価					6, 158, 164
F	ŧ		上	i	総		利			益		2, 290, 073
販	売	費及	びー	般	管	理	費					1, 985, 351
営	Ė		業			利				益		304, 722
営		業	外		収		益					
	受	取	利	息	及	び	配	=	当	金	26, 870	
	そ				の					他	32, 804	59, 675
営		業	外		費		用					
	支		払			利	J			息	11, 132	
	そ				の					他	16, 617	27, 750
糸	¥		常			利				益		336, 647
₹	兑	引	前	当	期	ş	純	利	l	益		336, 647
污	去 人	、税	、住	民	税	及	び	事	業	税	99,000	
污	长	人	税	4	等	調		整		額	9, 997	108, 997
뇔	4		期	1	純		利			益		227, 649

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

			柞	朱	È j	¥ 2	k		
		資 本剰余金	利	益	剰	余	金		
	資本金	資本	利益	その他		剰余金	利益	自己株式	株主資本合計
		準備金	準備金	買換資 産圧症 積立金	別途積立金	繰 越益 金	剰余金合計		1
	千円	千円	千円	千円	千円	刊	千円	千円	千円
2024年4月1日 残高	829, 600	509, 408	131, 380	34, 698	500,000	1, 381, 076	2, 047, 154	△87, 155	3, 299, 006
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△48, 030	△48, 030		△48, 030
買換資産圧縮積立金の取崩				△497		497	-		-
当 期 純 利 益						227, 649	227, 649		227, 649
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	_	-	-	△497	_	180, 116	179, 619	_	179, 619
2025年3月31日 残高	829, 600	509, 408	131, 380	34, 200	500, 000	1, 561, 193	2, 226, 773	△87, 155	3, 478, 626

	評 価	• 換 算 差	額 等	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	純資産合計
	千円	千円	千円	千円
2024年4月1日 残高	716, 863	-	716, 863	4, 015, 870
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△48, 030
買換資産圧縮積立金の取崩				_
当 期 純 利 益				227, 649
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	7, 774	19, 646	27, 420	27, 420
事業年度中の変動額合計	7, 774	19, 646	27, 420	207, 040
2025年3月31日 残高	724, 637	19, 646	744, 284	4, 222, 910

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

役 (2025年3月31日現在)

代表取締役社長 田 実 常務取締役 河 本 幸 博 取 締 役 田中 隆 信 役 西川 強 取 締 取締役 (常勤監査等委員) 小 原 誠 社外取締役 (監査等委員) 中 務 正 裕 社外取締役(監查等委員) 田 中 宏 明

会社の概況 (2025年3月31日現在)

創 業 1893年5月5日 設 立 1931年11月25日 資本金 829,600,000円

事業所本 社 〒590-0982

および工場 堺市堺区海山町2丁117番地

電話 (072) 229-5227 (代表) (072) 229-5137 (代表)

関 東 支 店 〒331-0823

さいたま市北区日進町3丁目426-1

電話 (048) 657-8358 (代表)

北海道支店 ₹067-0051

> 北海道江別市工栄町20番地の1 電話 (011) 383-3136 (代表)

名 古 屋 支 店 〒486-0844

愛知県春日井市鳥居松町4丁目96番地A

電話 (0568) 27-5161 (代表)

福 岡 支 店 〒812-0016

福岡市博多区博多駅南5丁目19番7号

電話 (092) 471-6185 (代表)

株主メモ

· · - · -	
事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会開催時期	毎年6月
定時株主総会の基準日	3月31日
株 主 名 簿 管 理 人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
上場証券取引所	東京証券取引所
公 告 方 法	電子公告とし、当社ウェブサイトに掲載いたします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市内において発行する産経新聞に掲載いたします。 当社ウェブサイト https://www.asaka-ind.co.jp/

株式に関するお手続きについて

①証券会社等の口座に記録されている場合と、②特別口座に記録されている場合で、株式に関するお手続きが異なりますので、当該窓口にお問合せください。

①証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先
○郵便物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UF J信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
○住所・氏名等のご変更 ○単元未満株式の買取請求 ○配当金の受領方法・振込先のご変更	口座を開設されている証券会社等に お問合せください。

②特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求○単元未満株式の買取請求○住所・氏名等のご変更○特別口座の残高照会○配当金の受領方法・振込先のご変更	特別口座の 口座管理 機 関	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
○郵便物等の発送と返戻に関するご照会○支払期間経過後の配当金に関するご照会○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿	